

資料 26-7-4

**【新制度における教育・保育施設等の利用者
負担(保育料設定)について】(案)**

【新制度における教育・保育施設等の利用者負担(保育料設定)について】(案)

- ◎ 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担(以下「保育料」という。)は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとされています。
- ◎ 保護者の方の所得状況や世帯状況に応じた保育料となります。
- ◎ 支給認定や保育の必要量等による区分で保育料が設定されます。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間)	認定こども園 幼稚園
	あり	2号認定 (保育標準時間)	認定こども園 保育園
2号認定 (保育短時間)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間)	認定こども園 保育園
		3号認定 (保育短時間)	地域型保育事業 (小規模保育等)

- ◎ 教育・保育のいずれを選択しても、子どもが提供を受けるサービスの内容に応じて、利用者にとって公平性のある利用者負担とする必要があることを踏まえた設定とします。
- ◎ 低所得者への配慮として、第2階層市民税非課税世帯において、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)について軽減措置を実施します。

《多子世帯の保育料の軽減》

- ◎ 幼稚園や保育園，認定こども園などを兄弟・姉妹で利用する場合，保育料の軽減を実施します。
- ◎ 教育標準時間認定（1号給付）の保育料については，年少から小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合，最年長の子どもを第1子，その下の子を第2子と数えます。
- ◎ 保育認定（2号・3号給付）の保育料については，小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合，最年長の子どもを第1子，その下の子を第2子と数えます。
- ◎ それぞれの区分における範囲において，最年長の子どもから順に，第1子は全額となりますが，第2子は半額，第3子以降は無料となります。

《保育料の切替時期》

- ◎ 新制度では，市民税の年度切替に伴い，毎年9月が保育料の切替時期となります。

平成 27 年4～8月分の保育料…平成 26 年度の市民税で算定

平成 27 年9月～平成 28 年3月分の保育料…平成 27 年度の市民税で算定

【保育料の切替時期のイメージ図】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税に基づく					当年度の市民税に基づく						

《保育料の納付方法》

- ◎ 幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合
保育料は，各施設に納付していただくこととなります。
- ◎ 保育園を利用する場合

保育料は、原則として口座振替で八千代市に納付していただくこととなります。
納付期限(口座振替日)は、毎月末日(金融機関が休業日の場合は、その翌営業日)に行います。

《その他留意事項》

- ◎ 月の途中で退園した場合は、日割計算をした保育料となります。
- ◎ 経済上その他の理由により保育料を納入することが著しく困難であると市長が認める場合は保育料を減額・免除する場合があります。
- ◎ 施設によっては、保育料の他に実費徴収などの徴収が発生する場合があります。
- ◎ 本案は、現時点での案であり、国の検討結果等により調整する場合があります。

《1号認定(教育標準時間認定)子どもの利用者負担(保育料)》(案)

- ◎ 施設(幼稚園, 認定こども園)の種類を問わず、国の考え方と同様に、同一の利用者負担として設定します。
- ◎ 住民税(市民税)に基づいて保育料を決定します。
- ◎ 1号認定子どもの保育料は、利用時間が短いなどのことから2号認定子どもの保育料を上回らないよう各階層でバランスを取りながら設定しました。
- ◎ 国の利用者負担の基準のイメージは、所得階層が5階層であり、本市における幼稚園就園奨励費についても5階層となっています。一方、本市の保育園保育料は、国の定める8階層を細分化し、保育料の軽減を行っていることから、保育認定を受けた子どもの利用者負担とのバランスを考慮して、階層数を細分化し、9階層の設定としました。

以上の基本的な考え方のもと、平成27年4月からスタートする新制度における1号認定(教育標準)子どもの利用者負担(案)を作成しました(別紙1参照)。

《2号・3号認定(保育認定)の利用者負担(保育料)》(案)

- ◎ 国基準に対する負担割合の調整を行いました。
- ◎ 住民税(市民税)に基づいて保育料を決定します。
- ◎ 3歳未満児の保育料については原則据え置きとし、3歳以上児については、3歳未満児の負担割合との均衡を図るため、低所得者へ配慮しつつ、若干の負担割合増を行いました(現行と同階層については平均5%程度の増)。
- ◎ 国基準における第8階層に相当する階層を新設し、全24階層としました。
- ◎ 保育短時間認定の場合の保育料を設定しました。
- ◎ 地域型保育事業の保育料は認可保育園と同額になります。

以上の基本的な考え方のもと、平成27年4月からスタートする新制度における2・3号認定(保育認定)子どもの利用者負担(案)を作成しました(別紙2参照)。

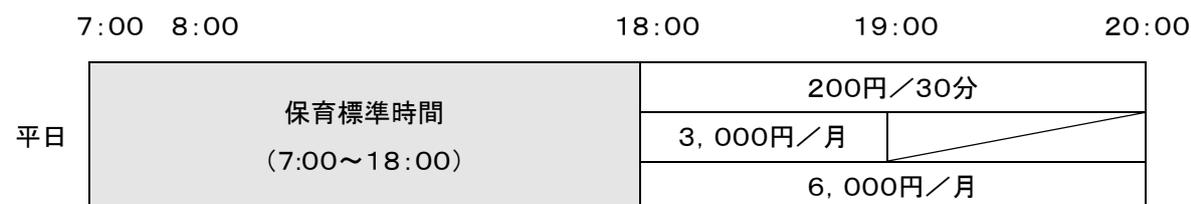
《公立保育園の時間外保育料》

- ◎ 新制度に対応した公立保育園の時間外保育料を設定します。
- ◎ 新制度においては、保育認定(2・3号給付)について、保育必要量の違いによる2区分が新設されました。
- ◎ 利用可能な最大保育時間が11時間となる「保育標準時間」と利用可能な最大保育時間が8時間となる「保育短時間」です。
- ◎ 公立保育園においては「保育標準時間」は午前7時～午後6時、「保育短時間」は午前8時30分～午後4時30分とします。
- ◎ それぞれの区分の時間帯を超えて利用する保育は、時間外保育となり、時間外保育料を利用者に負担していただくこととなります。
- ◎ 現在、公立保育園で休日保育として実施している保育も、新制度においては、時間外保育として位置づけることとします。

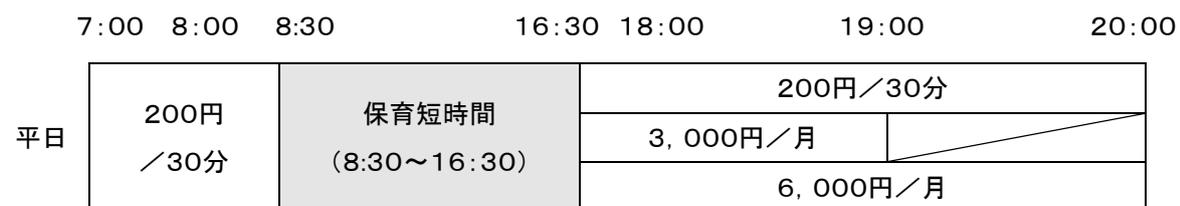
【公立保育園の時間外保育料】

区 分		単 位	金 額
平日	1日ごとの利用	30分までごと	200円
	1月ごとの利用	午後6時から午後7時まで	3,000円
		午後6時から午後8時まで ただし、土曜日は、午後6時 から午後7時まで	6,000円
休日	1日ごとの利用	午前8時から午後6時まで	2,000円

【保育標準時間認定の方のイメージ図】



【保育短時間認定の方のイメージ図】



※ 時間外保育の利用回数が多いことが予定される場合、利用者の申し出により、1月ごとの利用料金を適用します。

※ 平日 19時から20時の時間外保育については、平成27年度においては、ゆりのき台保育園、八千代台南保育園で実施する予定です(土曜日以外)。

※ 休日の時間外保育については、平成27年度においては、ゆりのき台保育園の

みで実施する予定です。

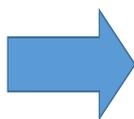
※ 生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、軽減措置を検討しております。

※ 民間の施設で実施する時間外保育の料金は、施設ごとに決定します。

別紙 1

1号認定(教育標準)子どもの利用者負担(案)

利用者負担のイメージ(国基準)月額		
階層区分	階層区分	利用者負担
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000円
3	市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
4	市民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
5	市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円



利用者負担(八千代市)月額				
階層	区分	階層区分	第1子	第2子
1	1	生活保護世帯	0円	0円
2	2	市民税非課税世帯(母子等)	0円	0円
	3	市民税非課税世帯(一般・市民税所得割非課税世帯含)	1,300円	650円
3	4	市民税所得割課税額 48,599円以下	9,100円	4,550円
	5	市民税所得割課税額 77,100円以下	9,600円	4,800円
4	6	市民税所得割課税額130,999円以下	15,000円	7,500円
	7	市民税所得割課税額211,200円以下	15,900円	7,950円
5	8	市民税所得割課税額396,999円以下	20,600円	10,300円
	9	市民税所得割課税額397,000円以上	22,600円	11,300円

別紙 2

2・3号認定(保育認定)子どもの利用者負担(案)												
国 階 層	市 階 層	改正後の基準額表	推定年収	3号			2号					
				3歳未満			3歳			4歳以上		
				国基準額	保育料 (標準)	保育料 (短時間)	国基準額	保育料 (標準)	保育料 (短時間)	国基準額	保育料 (標準)	保育料 (短時間)
1	A	生活保護		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B	1 市民税非課税(母子)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 市民税非課税(一般)	~260万円	9,000	3,500	3,400	6,000	2,500	2,400	6,000	2,500	2,400
3	C	1 1円 ~48,600円未満	~330万円	19,500	11,300	11,100	16,500	9,500	9,300	16,500	9,500	9,300
4		2 48,600円 ~63,600円未満		30,000	14,700	14,400	27,000	13,600	13,300	27,000	13,600	13,300
		3 63,600円 ~78,600円未満		30,000	19,500	19,100	27,000	16,300	16,000	27,000	16,300	16,000
		4 78,600円 ~97,000円未満	~470万円	30,000	26,700	26,200	27,000	21,300	20,900	27,000	19,800	19,400
5		5 97,000円 ~108,600円未満		44,500	31,700	31,100	38,240	24,900	24,400	31,570	21,600	21,200
		6 108,600円 ~131,000円未満		44,500	38,800	38,100	38,240	25,500	25,000	31,570	22,200	21,800
		7 131,000円 ~153,600円未満		44,500	42,300	41,500	38,240	25,800	25,300	31,570	22,400	22,000
		8 153,600円 ~169,000円未満	~640万円	44,500	44,500	43,700	38,240	26,400	25,900	31,570	23,000	22,600
6		9 169,000円 ~202,000円未満		61,000	51,600	50,700	38,240	27,000	26,500	31,570	23,600	23,100
		10 202,000円 ~235,000円未満		61,000	52,600	51,700	38,240	27,600	27,100	31,570	24,200	23,700
		11 235,000円 ~268,000円未満		61,000	53,600	52,600	38,240	28,800	28,300	31,570	24,800	24,300
		12 268,000円 ~301,000円未満	~930万円	61,000	54,600	53,600	38,240	29,300	28,800	31,570	25,400	24,900
7		13 301,000円 ~334,000円未満		80,000	56,600	55,600	38,240	30,400	29,800	31,570	26,000	25,500
		14 334,000円 ~367,000円未満		80,000	58,400	57,400	38,240	31,900	31,300	31,570	27,400	26,900
	新	15 367,000円 ~397,000円未満	~1,130万円	80,000	62,400	61,300	38,240	32,600	32,000	31,570	27,800	27,300
8	新	16 397,000円 ~457,000円未満		88,100	63,500	62,400	38,240	33,300	32,700	31,570	28,500	28,000
	新	17 457,000円 ~517,000円未満		88,100	64,400	63,300	38,240	33,300	32,700	31,570	28,500	28,000
	新	18 517,000円 ~577,000円未満		88,100	65,200	64,000	38,240	33,300	32,700	31,570	28,500	28,000
	新	19 577,000円 ~637,000円未満		88,100	66,100	64,900	38,240	33,300	32,700	31,570	28,500	28,000
	新	20 637,000円 ~697,000円未満		88,100	67,000	65,800	38,240	33,300	32,700	31,570	28,500	28,000
	新	21 697,000円 ~		88,100	67,900	66,700	38,240	33,300	32,700	31,570	28,500	28,000